

＜一般委託＞

中学2年生ピロリ菌検査業務委託 仕様書

中学2年生ピロリ菌検査業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	横須賀市に住民登録のある中学2年生(希望者)の尿中ピロリ抗体検査を行う。
2	履行期間	契約締結日から令和6年6月28日まで
3	施行場所	横須賀市立中学校(養護学校、ろう学校、その他学校検尿で回収する場所を含む) 横須賀市民生局健康部健康管理支援課
4	業務内容	委託者は回収した検体について、尿中ピロリ抗体検査を行い、検査結果を報告する。 【委託内容及び数量】 尿中ヘリコバクターピロリ抗体検査 2,648件 (予定) (測定法はEnzyme-linked immunosorbent Assay (ELISA)(ウリネリザ H. ピロリ抗体、大塚製薬)) ※詳細は、別紙「特記事項仕様書」のとおり。
5	特記事項	別途契約する「園児・児童・生徒定期健康診断(尿検査)業務委託」にて回収した検体を用いて、尿中ピロリ抗体検査を実施する。その他、別紙「特記事項仕様書」のとおり。 個人情報に関しては、個人情報の保護に関する法律の規定及び別添「個人情報の取扱いに関する特記事項」の規定を遵守すること。
6	関係法規	横須賀市がん克服条例、横須賀市中学2年生のピロリ菌対策事業実施要綱
7	資格要件	なし
8	契約方法	単価契約による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	検査委託料の支払いは受託者の請求により精算する。ただし、消費税として積算額に税率相当額(円未満の端数切捨て)を加算するものとする。実施件数分のみ請求により支払うものとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員連絡先	横須賀市民生局健康部健康管理支援課 高野 電話:046-822-4307

＜指示又は希望事項＞

グリーン物品購入及び環境配慮関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
------------------	---

内訳書

(税抜き)

No.	単価契約分	品質・形状・寸法 又は型式	単位	予定数量	上限単価 (円)	契約単価(円)
1	尿中ヘリコバクターピロリ抗体検査	別紙特記事項仕様書のとおり	件	2,648	1,800	

- 1 契約単価は、上限単価を超えることができない。
- 2 契約単価欄は、契約者が記入する。

中学2年生ピロリ菌検査業務委託 特記事項仕様書

1 件名

中学2年生ピロリ菌検査業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和6年6月28日まで

3 施行場所

横須賀市立中学校25校（養護学校、ろう学校を含む）

横須賀市民生局健康部健康管理支援課

4 委託業務内容

- 尿中ヘリコバクターピロリ抗体検査

（測定法は Enzyme-linked immunosorbent Assay (ELISA)（ウリネリザ H. ピロリ抗体、大塚製薬））

- 受託者は、別途契約する「園児・児童・生徒定期健康診断（尿検査）業務委託」にて回収した検体に対し尿中ピロリ抗体検査を行い、その結果を委託者に報告する。

ただし、検査へ同意しない者に対しては検査を実施しない。

検査予定数 2,648 件

5 採尿セットの納品

- 受託者は、別途契約する「園児・児童・生徒定期健康診断（尿検査）業務委託」にて各学校に納品する採尿セットのうち、中学2年生に使用するものを健康管理支援課に納品する。
- 委託者は、検体外袋にピロリ菌検査意向確認書（シール）を貼付後、採尿セットを受託者に返却する。受託者は、他学年の採尿セットとともに、検体外袋にピロリ菌検査意向確認書（シール）が貼付された中学2年生用の採尿セットを各中学校に納品する。
- 健康管理支援課、各中学校への納品時期・個数については、別途協議する。

6 検体回収等

受託者は、別途契約する「園児・児童・生徒定期健康診断（尿検査）業務委託」にて各中学校で検体を回収する。

7 検査対象者の選定について

- 受託者は、検体袋に貼付されたピロリ菌検査意向確認書（シール）をもとに、検査対象

者リストを作成する。

- ・ピロリ菌検査意向確認書（シール）の「同意しない」に○がついている者に対しては、検査を実施しない。それ以外の者については、すべて検査を実施する。

8 検査の実施について

別途契約する「園児・児童・生徒定期健康診断（尿検査）業務委託」における検査を実施後、検体回収 1 週間以内に尿中ヘリコバクターピロリ抗体検査についても実施する。

検査方法については、Enzyme-linked immunosorbent Assay (ELISA)（ウリネリザ H.ピロリ抗体、大塚製薬）にて実施すること。

9 検査の精度管理と検体の適正管理について

- ・受託者は正確な検査を行うため、検査施設及び検査機器の点検整備を定期的に行う。
- ・また、検査技師に対し研修等を実施し、検査技術の向上に努める。
- ・検体は添付文書に従い、適正な管理を行う。
- ・なお、必要に応じて委託者が、検査施設へ立ち入り検査を行うことができる。

10 検査結果等

- ・6月28日までに検査結果を、USBフラッシュメモリ（その他メディアも可）と書類にて報告する。USBフラッシュメモリについては、受託者が準備するものとする。
- ・検査結果記載内容は、6項目（学校名、学年、クラス、出席番号、氏名、ピロリ菌検査結果）とする。
- ・ピロリ菌検査結果については、陽性者については「+」表記、陰性者については「-」表記とする。
- ・学校検尿3回目初日を、結果提出1回目とし、すべての検査結果を健康管理支援課に6月28日までに提出する。
- ・検査結果の受け渡しは、受託者が健康管理支援課に持参し直接行う。

11 ピロリ菌検査意向確認書（シール）について

- ・受託者は、検査結果とあわせて学校ごとに仕分けしたピロリ菌検査意向確認書（シール）が貼付された検体外袋を委託者に提出する。
- ・委託者は、検査結果送付後、受託者にピロリ菌検査意向確認書（シール）が貼付された検体外袋を返却する。
- ・受託者は、ピロリ菌検査意向確認書（シール）が貼付された検体外袋を3年間保存し、委託者が詳細について提示を求めた場合には、情報を提示する。

12 委託料

- ・検査委託には、中学2年生のピロリ菌検査にかかる採尿セットの納品、検査の実施、結果の受領までを含む。
- ・検査委託料の支払いは受託者の請求により精算する。ただし、消費税として積算額に税率相当額（円未満の端数切捨て）を加算するものとする。実施件数分のみ請求により支払うものとする。
- ・本契約は、単価による業務委託契約とする。

13 その他

- ・別途契約する「園児・児童・生徒定期健康診断（尿検査）業務委託」にて回収する検体を使用し検査を実施するため同業者とすること。
- ・不都合が生じた場合または特別な理由により日程等に変更が生じた場合は、双方で協議するものとする。
- ・その他必要な事項については別途協議する。

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な取得等)

第2条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、この契約による業務の目的を正確に把握し、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

(適正な管理)

第3条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故の防止その他の個人情報の安全かつ適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管に当たっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

4 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示または承諾があるときを除き、個人情報を乙の事業所内から持ち出してはならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第4条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第5章（行政機関等の義務等）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報に関する秘密の保持)

第5条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複製等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複製し、又は複写してはならない。

(資料等の返還、引き渡し若しくは消去)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(外部サービスの利用)

第9条 乙は、個人情報の取扱いに関し、外部サービス（クラウドサービス、ウェブ会議サービス、ソーシャルネットワーキングサービス、ホスティングサービス等をいい、法令により設置されたもの又は行政機関等により設置される公共的な基盤等を除く。以下同じ。）であって、当該外部サービス提供者が提示する約款等に乙が同意することで利用可能となり、契約等により乙から個別の措置を求めることができないもの（以下「約款等による外部サービス」という。）を利用しようとするときは、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出しなければならない。

- (1) 外部サービスの名称
- (2) 外部サービスの提供者
- (3) 外部サービスを用いて行う業務の内容
- (4) 外部サービスで保管又は取り扱う個人情報
- (5) 外部サービスの利用の期間
- (6) 外部サービスの利用が必要な理由
- (7) 外部サービスにおける安全管理措置の内容

2 乙は、当該約款等による外部サービスの利用に関し、甲から指示のある場合、甲の指示に従い、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(再委託の禁止等)

第10条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方
- (2) 再委託を行う業務の内容
- (3) 再委託で取り扱う個人情報
- (4) 再委託の期間
- (5) 再委託が必要な理由
- (6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者
- (7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の

求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

6 乙は、再委託契約を行う場合には、この契約により第1条から前条までに規定する個人情報の取扱いに関する義務を再受託者にも遵守させなければならない。

(個人情報の取扱状況の報告等)

第11条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙（再受託者を含む。）に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の報告若しくは資料の提出を求め、又は乙（再受託者を含む。）の事務所に立ち入ることができる。

2 乙（再受託者を含む。）は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第12条 乙（再受託者を含む。）は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙（再受託者を含む。）は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙（再受託者を含む。）が本特記事項に定める事項に違反した場合若しくは義務を怠った場合には、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

(損害賠償)

第14条 乙（再受託者を含む。）は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲の求めに応じてその損害を賠償しなければならない。

(補則)

第15条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。